東京特許許可協奏曲

取って、取られて、疑って。

株式会社クオリティア

2026年11月6日

@JPAAWG 9th General Meeting

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

会社概要

株式会社クオリティアは、

メッセージング関連ソリューションの開発・システム構築などを中心とした事業を展開しています。

コミュニケーションの効率化とセキュリティの強化を支援するさまざまなメッセージング関連ソリューションをソフトウェア・クラウド型サービスで提供しています。

会　社　名	： 株式会社クオリティア
事 業 内 容	： メッセージング関連ソリューションの開発・システム構築など
主要導入先	：一般企業、ISP、文教、公共など　累計1,300万アカウント以上
所　在　地	： 東京都中央区日本橋茅場町3-11-10　PMO日本橋茅場町
設　　立	：1993年10月　有限会社トランスウエア設立 1997年8月　株式会社トランスウエアに改組 2003年1月　ディープソフト有限会社設立 2005年4月　ディープソフト株式会社設立 2015年10月　両社の合併により株式会社クオリティア設立

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

許認可・資格・認証

- 電気通信事業　届出番号A-22-11059
- 日本語ドメイン取り扱い事業者
- ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム：IS 586579）
- ISO/IEC 27017（ISMSクラウドセキュリティ認証：CLOUD 681574）
- ISO/IEC 27018（パブリッククラウド上の個人情報保護：PII 681575）
- ISO/IEC 27701（プライバシー情報マネージメントシステム：PM 757678）

Active!gateSS

メール誤送信防止サービス

Active world

メール統合サービス

Active!vaultSS

メールアーカイブサービス

Active!zoneSS

標的型メール攻撃
対策サービス

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

QUALITIA

取得済み特許について

取得日	特許番号	特許名	概要（試験に出る）
2013.11.15	特許第5410811号	ドメインマッチング機能	メール本文に記載の社名と宛先ドメインの一致性を見て、メール誤送信か否かを判定する機能
2016.3.18	特許第5901578号	伏せ字入力機能	メール誤送信対策の一部として、一時保留しているメールを解放する際に宛先アドレスの一部を伏字にし、正しい文字の入力を促す機能
2025.8.15	特許第7728580号	感情判定機能	ビデオ会議の顔画像や音声、メールの本文から読み取れる感情を分析し、ハラスメント対応に活用する機能
2025.11.26	特許第7780214号	なりすまし分析機能	メール本文を漢字比、ひらがな比及びＴＦ-ＩＤＦを用いて分析し、原文作成者のなりすまし確率を推定する機能
2026.1.9	特許第7802377号	TLS確認機能	メール配送先がTLS通信に対応しているか否かによってメールに添付されているファイルの送付方法を自動で変更する機能

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許とは

新しくて役に立つ技術的なアイデア（発明）を国に登録し、その発明を一定期間独占して使えるようにする仕組みやその権利

- **独占できる期間**

  出願日から20年間

- **権利の内容**

  積極的効力：自分だけがその発明を使って、モノを作ったり売ったりできる

  消極的効力：無断で真似した他者に対して、製造・販売の差し止めや**損害賠償を請求**できる

- **制度のねらい**

  発明の内容を世の中に広く公開する代わりに、一定期間の独占権を国が与えることで、次の**新しい技術開発を促し、産業全体の発展**につなげる（発明者の権利保護だけではない）

試験に出る

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

QUALITIA

特許を認められる条件とは

■**産業として利用できること**（工業や農業などで実際に使えるもの）

■**新規性があること**（世の中にまだ知られていない、新しいもの）

試験に出る

■**進歩性があること**（これまでの技術から簡単に思いつくことができないもの）

■**出願先行性があること**（同じ発明があれば、1日でも早く出願した人が優先）

試験に出る

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許を取るまでの紆余曲折

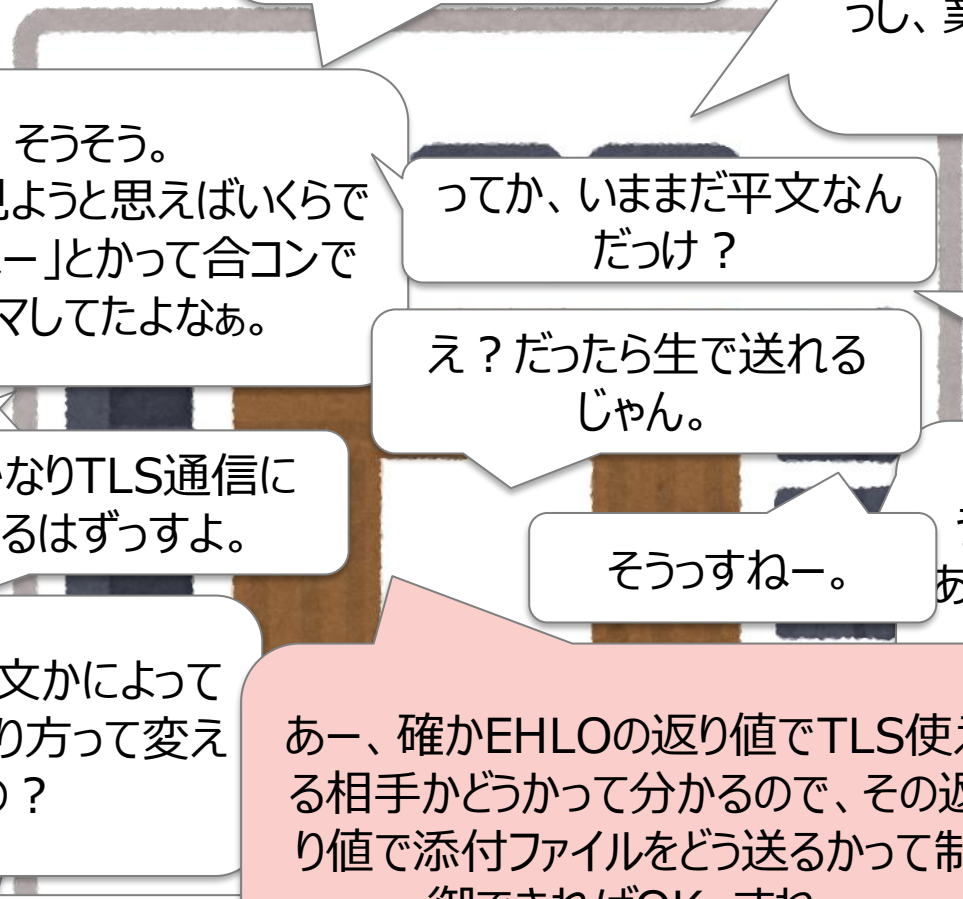
©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

取得済み特許について

取得日	特許番号	特許名	概要
2013.11.15	特許第5410811号	ドメインマッチング機能	メール本文に記載の社名と宛先ドメインの一致性を見て、メール誤送信か否かを判定する機能
2016.3.18	特許第5901578号	伏せ字入力機能	メール誤送信対策の一部として、一時保留しているメールを解放する際に宛先アドレスの一部を伏字にし、正しい文字の入力を促す機能
2025.8.15	特許第7728580号	感情判定機能	ビデオ会議の顔画像や音声、メールの本文から読み取れる感情を分析し、ハラスメント対応に活用する機能
2025.11.26	特許第7780214号	なりすまし分析機能	メール本文を漢字比、ひらがな比及びＴＦ-ＩＤＦを用いて分析し、原文作成者のなりすまし確率を推定する機能
2026.1.9	特許第7802377号	TLS確認機能	メール配送先がTLS通信に対応しているか否かによってメールに添付されているファイルの送付方法を自動で変更する機能

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

2022年最初の社内会議にて



そうっすねー、携帯番号入力させてSMSで通知ってどうですかね？

うーん、携帯番号入力させるのってなんかハードル高くないかな？会社携帯持ってない人もいるだろうし、業務で私用携帯使わせるのって…

一年前に脱PPAP宣言とかでpass付きZipがわれて以降、20競合他社は色々してきてるよ

あー、そうそう。「メールなんて見ようと思えばいくらでも見れるからねー」とかって合コンで知ったかカマしてたよなぁ。

ってか、いままだ平文なんだっけ？

うちのWebに60秒ごとに変わるOTPを表示させて、見に来てもらうってのは？

え？だったら生で送れるじゃん。

原本メールとPW通知メールのMTAを分けるとか、OTP通知するとか、Cookie使ってDL可能な端末とか…。

いや、かなりTLS通信になってるはずっすよ。

そうっすねー。

うーん、トラフィックがスゲーことになるよ？あと、偽サイト作られてEmotetとかDLさせられる被害とかも出るかも…

ってか、TLSか平文かによって添付ファイルの送り方って変えれないの？

あー、確かEHLOの返り値でTLS使える相手かどうかって分かるので、その返り値で添付ファイルをどう送るかって制御できればOKっすね。

うちもなんかじゃね？どうする？なんかアイデアな

それで、せめて添付ファイルでもPWかけて送ったげる的な？

ってかさー、そもそもなんでPPAPって始まったの？

むかしはSMTPって平文でしたしね。

そうそう、そんな感じ。

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許取ろうと思うまで

2020年11月　脱PPAP宣言

2021年　他社、脱PPAP対応の新機能を続々

2022年1月　当社TLS確認機能開発開始

6月　TLS確認機能リリース

11月　レバレジーズさんで採用





一日一社のペースで*TLS*確認機能使用ユーザが増加

2023年3月　特許を取ろうと思い特許事務所にコンタクトを取る

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.
QUALITIA

特許取るまで

2023年3月　侵害予防調査（簡単な情報を元に既に登録済みの特許侵害の有無を調査）

5月　出願依頼（特許事務所への発注）

同月　出願に向けた手続き（2023年6月20日までに出願完了させる必要あり）

特許の条件って新規性があること（世の中にまだ知られていない、新しいもの）だったんじゃないの？

公開日から1年以内に出願すれば
「新規性を失っていない」ものとして扱ってくれる
新規性喪失の例外規定
（特許法第30条）という救済措置

～専門用語をわかりやすくかみ砕いて説明し、図解もセットで情報共有～

～特許事務所から初稿の確認依頼～

～専門用語、専門形式のオンパレード 「請求項1」「送出経路」「暗号化通信処理制御部」～

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

【発明が課題を解決するための手段】
かかる課題を解決するために、請求項１に記載の発明は、差出人端末で作成された送信メールを宛先側メールサーバに向けて送出する送信側メールサーバを含む電子メール送信システムであって、前記送信側メールサーバは、作成された前記送信メールを前記差出人端末から受け付ける送信メール受付部と、受け付けた前記送信メールに添付ファイルが添付されているか否かを検出する添付ファイル検出部と、前記送信メールの前記宛先側メールサーバが暗号化通信に対応しているか否かを含む暗号化通信対応情報を前記宛先側メールサーバから取得する暗号化通信対応情報問合せ部と、該暗号化通信対応情報問合せ部で取得された前記宛先側メールサーバの前記暗号化通信対応情報に基づいて前記添付ファイルの送出経路を切り替える暗号化通信判定処理制御部と、前記送信メールを前記宛先側メールサーバに送出する送信メール送出部とを有し、前記暗号化通信判定処理制御部は、前記添付ファイル検出部で前記送信メールに添付ファイルが添付されていると検出される場合、前記暗号化通信対応情報問合せ部に前記宛先側メールサーバの前記暗号化通信対応情報を取得させ、取得した前記暗号化通信対応情報から前記宛先側メールサーバが前記暗号化通信に対応していることが確認されると、前記添付ファイルを含む前記送信メールを前記宛先側メールサーバに向けて前記送信メール送出部に送出させ、前記宛先側メールサーバが前記暗号化通信に対応していないことが確認されると、前記送信メールから分離された前記添付ファイルを前記宛先側メールサーバとは異なる所定の送出経路で送出するとともに、前記添付ファイルを除く前記送信メールを前記宛先側メールサーバに向けて前記送信メール送出部に送出させることを特徴とする。

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

【発明が課題を解決するための手段】

かかる課題を解決するために、請求項１に記載の発明は、差出人端末で作成された送信メールを宛先側メールサーバに向けて送出する送信側メールサーバを含む電子メール送信システムであって、前記送信側メールサーバは、作成された前記送信メールを前記差出人端末から受け付ける送信メール受付部と、受け付けた前記送信メールに添付ファイルが添付されているか否かを検出する添付ファイル検出部と、前記送信メールの前記宛先側メールサーバが暗号化通信に対応しているか否かを含む暗号化通信対応情報を前記宛先側メールサーバから取得する暗号化通信対応情報問合せ部と、該暗号化通信対応情報問合せ部で取得された前記宛先側メールサーバの前記暗号化通信対応情報に基づいて前記添付ファイルの送出経路を切り替える暗号化通信判定処理制御部と、前記送信メールを前記宛先側メールサーバに送出する送信メール送出部とを有し、前記暗号化通信判定処理制御部は、前記添付ファイル検出部で前記送信メールに添付ファイルが添付されていると検出される場合、前記暗号化通信対応情報問合せ部に前記宛先側メールサーバの前記暗号化通信対応情報を取得させ、取得した前記暗号化通信対応情報から前記宛先側メールサーバが前記暗号化通信に対応していることが確認されると、前記添付ファイルを含む前記送信メールを前記宛先側メールサーバに向けて前記送信メール送出部に送出させ、前記宛先側メールサーバが前記暗号化通信に対応していないことが確認されると、前記送信メールから分離された前記添付ファイルを前記宛先側メールサーバとは異なる所定の送出経路で送出するとともに、前記添付ファイルを除く前記送信メールを前記宛先側メールサーバに向けて前記送信メール送出部に送出させることを特徴とする。

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許取るまで（出願編）

2023年6月　「出願」、「新規性喪失の証明書類」の提出完了

～カタログ、広告、Web等に「特許出願中」の表記可能～

抑止効果が発生

出願≠審査開始

2023年11月　出願審査の請求（出願完了から3年以内に実施する必要有り）

～ようやく審査官による審査が開始～

～通常10か月の審査期間を早める「早期審査手続き」も実施～

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許取るまで（拒絶編）

2024年2月　第一回拒絶通知

～担当審査官からの心証の開示～

- 公知から出願までに50件以上の広告、導入事例、プレスリリースが存在するため新規性がない
- 新規性喪失の証明書に50件以上のすべての公知事実を記載していないため、新規性喪失の例外規定を適用できない

2024年3月　第一回拒絶理由への意見書提出

- あくまでも担当審査官の心証で判断されるのは法に基づいていない
- 法律上、新規性喪失の例外規定に該当するため再審査を要求

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許取るまで（第二回拒絶編）

2024年6月　　第二回拒絶通知

- 公知から出願までに50件以上の広告、導入事例、プレスリリースが存在するため公知日より前に公知されていても不思議ではなく、新規性がない
- 出願者の属する分野において通常の知識を有するものであれば容易に思いつく

2024年7月　　第二回拒絶理由への意見書提出

- すべての公知物のリリース日を証明
- 申請内容を減縮化（TLS verを明記、管理者画面機能を削除）し、再審査を要求

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許取るまで（第三回拒絶編）

2024年10月　第三回拒絶通知

- 第二回拒絶通知の理由の反論になっていない

2024年11月　拒絶査定不服審判の請求

- あくまでも担当審査官の心証で判断されるのは法に基づいていないため、合議制による審査を希望する

拒絶査定不服審判の判断には、通常10～11か月程度かかる

（これまでの担当審査官が異動により交代）

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許取るまで（第四回拒絶編）

2025年10月　第四回拒絶通知

～審判官による補正の示唆あり～

- 電子メールがそもそも送れないときの考慮を追記する必要あり

2025年11月　意見書・手続き補正書提出

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許取るまで

2025年12月　拒絶査定不服審判の審決

- 特許審決

即日　特許料納付

2026年1月　特許取得

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許取得まで道のりを振り返って

- 審査官も心証を理由にしてくるとか、意固地になるとか「ひと」である
- その業界特有の形式、用語、専門知識などがあるので、特許事務所にはじゅうぶん存在意義がある
- 審査官の性格が大いに影響するため、特許取得には「運」も大いに関係する

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許侵害を訴えられてからの紆余曲折

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

ある日、弊社に届いた内容証明郵便

２０２３年２月１３日

〒１０３－００２５
東京都中央区日本橋茅場町３－１１－１０
ＰＭＯ日本橋茅場町
株式会社クオリティア
代表取締役　松田　賢　様

ご連絡

〒１００－[redacted]
東京都[redacted]
[redacted]ビル[redacted]階[redacted]
弁護士法人[redacted]法律事務所
[redacted]株式会社　代理人
弁護士　[redacted]

拝啓

１　当社は、特許第６８８２２１７号（以下「本件特許」と言います。）を特許権として有しております。

本件特許の請求項１（以下「本件発明１」と言います。）は、以下のとおりとなっております。

「【請求項１】
受信した電子メールにパスワードが設定された第一圧縮ファイルが添付されている場合、当該電子メールを一時退避領域に格納するとともに、一時退避領域に電子メールが格納されること又は格納されたことを前記電子メールの受信者に通知する分離通知部と、
前記パスワードが入力されることで前記第一圧縮ファイルの圧縮を解凍して第一ファイルを取り出す解凍部と、
前記第一ファイルに対して、当該第一ファイルが適切かどうかを判断する判断処理部と、
を備え、
前記解凍部で解凍された第ｎ圧縮ファイル内（「ｎ」は１以上の整数）に第ｎ＋１圧縮ファイルが格納されている場合、前記判断処理部は、前記第ｎ＋１圧縮ファイルが存在することを前記電子メールの受信者に通知し、
前記解凍部は、前記パスワードが入力されることで前記第ｎ＋１圧縮ファイルの圧縮を解凍して第ｎ＋１ファイルを取り出し、
前記判断処理部は、前記第ｎ＋１ファイルに対して、当該第ｎ＋１ファイルが適切かどうかを判断することを特徴とする情報処理装置。」

本件発明１を分説すると、以下のとおりであります。

１Ａ　受信した電子メールにパスワードが設定された第一圧縮ファイルが添付されている場合、当該電子メールを一時退避領域に格納するとともに、一時退避領域に電子メールが格納されること又は格納されたことを前記電子メールの受信者に通知する分離通知部と、
１Ｂ　前記パスワードが入力されることで前記第一圧縮ファイルの圧縮を解凍して第一ファイルを取り出す解凍部と、
１Ｃ　前記第一ファイルに対して、当該第一ファイルが適切かどうかを判断する判断処理部と、
　　を備え、
１Ｄ　前記解凍部で解凍された第ｎ圧縮ファイル内（「ｎ」は１以上の整数）に第ｎ＋１圧縮ファイルが格納されている場合、前記判断処理部は、前記第ｎ＋１圧縮ファイルが存在することを前記電子メールの受信者に通知し、
１Ｅ　前記解凍部は、前記パスワードが入力されることで前記第ｎ＋１圧縮ファイルの圧縮を解凍して第ｎ＋１ファイルを取り出し、
１Ｆ　前記判断処理部は、前記第ｎ＋１ファイルに対して、当該第ｎ＋１ファイルが適切かどうかを判断することを特徴とする情報処理装置。

, LTD. All rights reserved.

要約すると、、、

- メールの添付ファイルがZipPWの場合、
  - PW解凍するための通知文をURLとして文頭に挿入する
  - 受信者がPWを解凍できる仕組みとする
  - 解答されたZipファイルの中身が適切かどうかを判断する

  という仕組みについて特許を取っている。
- したがいまして、

4　したがいまして、当社としては、貴社サーバは本件特許を侵害すると考えており、貴社サーバにより提供される「Active!zone」のサービスを速やかに中止して頂くか、その仕様を改めて頂く必要があるものと考えております。

つきましては、本書面を受領後２週間以内に、貴社のご対応方針をお聞かせ頂ければと思います。なお、今後のご連絡は、下記連絡先のメールアドレスにお願いできればと思います。

5　貴社から誠意あるご対応を受けることができない場合には、当社としてはやむを得ず、然るべき法的手段に及ぶことになりますので、ご承知おき下さい。

敬具

特許①：PW解凍するための通知文をURLとして文頭に挿入する

Active! zoneの動き

オリジナルメール

☆【デモ】添付ファイルの分離、URLの無効化、HTMLメールのテキスト化 876.66KB
送信者 : user01 <user01@webmail.com>
宛先 : test01@test.co.jp
Date : 2017/01/10 16:20:04
添付ファイル : 添付ファイル確認

○○大学
田中　様

いつも大変お世話になっております。
クオリティアの××でございます。

恐れ入りますが下記情報を▲▲大学ヨシダ様へご展開お願い致します。

以上でございます。
今後ともよろしくお願い致します。



太陽光飛行機が世界一周に成功 アブダビに帰還
CNN Japan - 19 分前
(CNN) 太陽光エネルギーだけで飛ぶ有人飛行機「ソーラー・インパルス2」が26日、世界一周飛行を果たしてアラブ首長国連邦(UAE)のアブダビに帰還した。化石燃料を全く使わない飛行機が世界一周に成功したのは史上初めてだ。ソーラー・インパルス2は昨年3月に ...

CNN Japan

リアルタイムの記事を表示

URL test
http://www.qualitia.co.jp

http://www.yahoo.co.jp

http://www.google.com

ファイル名	サイズ	ダウンロード
大学様向けAtzAtm資料.ppt	532.63KB	
DEMOActive! zone_20160617.pdf	213.49KB	
経費精算申請書等【プロジェクト欄付】_QUALITIA-1.xls	111.52KB	

Active! zone 通過後

☆【デモ】添付ファイルの分離、URLの無効化、HTMLメールのテキス
送信者 : user01 <user01@webmail.com>
宛先 : test01@test.co.jp
Date : 2017/01/10 16:16:06

URL変換しました。

大学様向けA!zA!m資料.ppt
経費精算申請書等【プロジェクト欄付】 _QUALITIA-1.xls
DEMOActive! zone_20160617.pdf

上記ファイルが分離され以下URLの場所に保存されました。
http://activezone.deepmail.jp/zone/f/?31f46503a2d79288102ca9b8e3036dffRBK

○○大学
田中　様

いつも大変お世話になっております。
クオリティアの××でございます。

恐れ入りますが下記情報を▲▲大学ヨシダ様へご展開お願い致します。

以上でございます。
今後ともよろしくお願い致します。

CNN Japan
リアルタイムの記事を表示
太陽光飛行機が世界一周に成功 アブダビに帰還
CNN Japan - 19 分前
（ＣＮＮ） 太陽光エネルギーだけで飛ぶ有人飛行機「ソーラー・インパルス２」が２６日、世界一周飛行を果たしてアラブ首長国連邦（ＵＡＥ）のアブダビに帰還した。化石燃料を全く使わない飛行機が世界一周に成功したのは史上初めてだ。 ソーラー・インパルス２は昨年３月に ...

URL test
http:**www*qualitia*co*jp

http:**www*yahoo*co*jp

http://www.google.com

添付ファイルは
Active! zone内に
格納、ワンタイム
URLを発行

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許②：受信者がPWを解凍できる仕組みとする

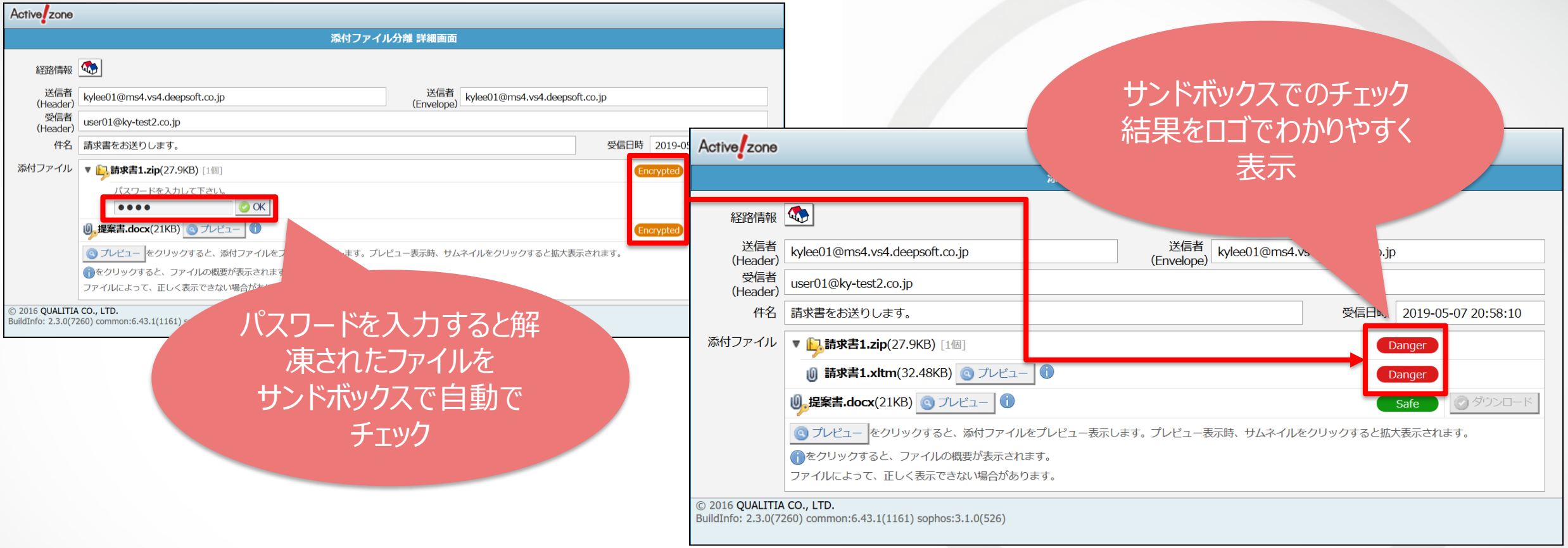
Active! zoneの動き



©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許③：解答されたZipファイルの中身が適切かどうかを判断する

Active! zoneの動き



確かに先方の特許として登録されている仕様と瓜二つ・・・。
特許侵害に該当するのか？

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

もう少し調べてみた

J-PlatPat 特許情報プラットフォーム

English 閉じる

文献表示 ヘルプ

前の文献 1 / 1 表示 次の文献

特開2019-159993
特許 有効 (年金納付)

登録公報 文献単位PDF 経過情報 OPD 検索キー URL

文献表示画面の表示形式：テキスト表示 PDF表示
一次文献 | PAJ

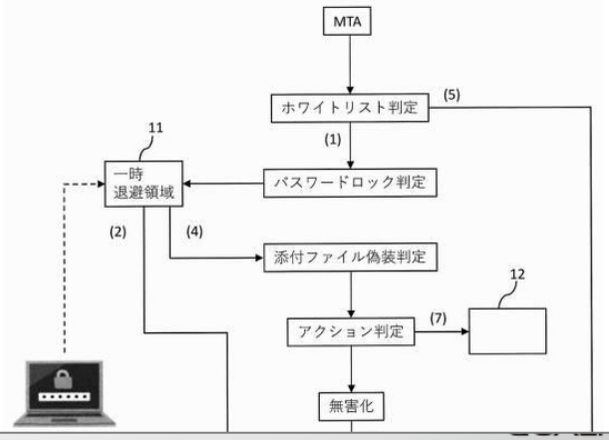
(22)【出願日】平成30年3月15日(2018.3.15)

(19)【発行国】日本国特許庁(JP)
(12)【公報種別】公開特許公報(A)
(11)【公開番号】特開2019-159993(P2019-159993A)
(43)【公開日】令和1年9月19日(2019.9.19)
(54)【発明の名称】情報処理装置、情報処理方法、プログラム及び記録媒体
(51)【国際特許分類】
G06F 13/00 (2006.01)
G06F 21/56 (2013.01)
【FI】
G06F 13/00 610Q
G06F 21/56
【審査請求】有
【請求項の数】14
【出願形態】OL
【全頁数】21
(21)【出願番号】特願2018-47631(P2018-47631)
(22)【出願日】平成30年3月15日(2018.3.15)
(71)【出願人】

図面 閉じる

代表図面 1 2 3 4 5 6 7

拡大および回転



©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

PW付きZipファイルの分離と解凍は、2016年の自治体ムーブメントのときにリリースした機能

先使用権・・・

- 他人が特許出願をした時点ですでにその発明をしていれば、その特許権などの効力を受けずに、そのまま事業を続けられる権利
- 特許は「早く出願した者（先願主義）」が勝つが、それによって「出願より前から作っていた人」が急に事業を止めさせられるのは不公平なため

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

すぐあった。いっぱいあった。

週刊BCN ITビジネスのプロが選ぶ情報源

会員登録　ログイン　マイペ

記事を読む　導入事例を探す　セミナーを探す　Special Issue

BCN Web会員数6万名突破！ 無料登録で

ホーム > 週刊BCN > Special Issue > 「Active! zone」が「標的型攻撃対策ソリューション」に目

Special Issue

「Active! zone」が「標的型攻撃対策ソリューシ る確認がセキュリティ被害から守る

2017/06/29 09:00

#クオリティア　#東京都　#関東地方

メールセキュリティ関連の製品・サービスを提供するクオリティアの「Active! zon 策ソリューション」へと生まれ変わった。同製品はもともと、総務省が推奨する「自 ル」を背景に開発した地方自治体向けのメール無害化ソリューション。自治体からの られる機能を吟味し、Active! zoneの拡販が再び始まろうとしている。そのカギとな や「送信元の国名表示」機能など、“ヒトの眼”による最終チェックだ。

政府・自治体間において、マイナンバーを活用した情報連携が開始される7月に向けてのプロジェクトは一段落した。結果として同社では、「約1700ある自治体のうち、36都道府県、350自治体以上」でActive! zoneを納入。「無害化メール製品の導入においてはトップシェアだ」と、辻村安徳・営業本部ソリューション営業部部長は胸を張る。



辻村安徳
営業本部ソリューション営業部
部長

これほどの実績を獲得できた要因として、辻村部長は、「市場の動向に合わせて情報を社内で共有し、製品開発にフィードバックできたからではないか」と分析する。事実、昨年6月のリリース以降、9月、11月と機能強化を重ね、セキュリティの向上だけでなく、利便性を追求した製品へと仕上げている。

そして今年8月、エンタープライズ向けに機能を拡張したActive! zoneを、標的型メール攻撃対策ソリューションとしてリブランドし提供を開始する。展開にあたっては、数ある機能のなかから、とくに企業の利用に適したものを厳選した。

パスワード付き添付ファイルも無害化

エンタープライズ向けActive! zoneの主な機能は（1）マクロの除去（2）添付ファイルの画像化（3）添付ファイル分離／ダウンロード（4）送信元の国名表示（5）HTMLメールのテキスト化（6）受信メールのduplicate（複製）の6つ。なかでもとくに企業受けするとみているのが、「添付ファイル分離／ダウンロード」機能だ。

その後の対応

ありとあらゆる証拠を集め、先使用権を主張する返信

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許侵害を訴えられてからの道のりを振り返って

- とあるルートをたどると、競合他社にも同様の内容証明が届いていた
- そのうちの一社のWebからは「ZipPW解凍機能」という記載が消えた
- 審査官よ、この特許の審査時に新規性をなぜ疑わなかったのか？
  しっかり調査したのか？
- 「特許無効審判」を起こすことも検討したが、捨て置くことと判断
- お困りの方、いつでもどうぞ。手数料の負担額の相談からしましょう。

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許侵害を疑ってからの紆余曲折

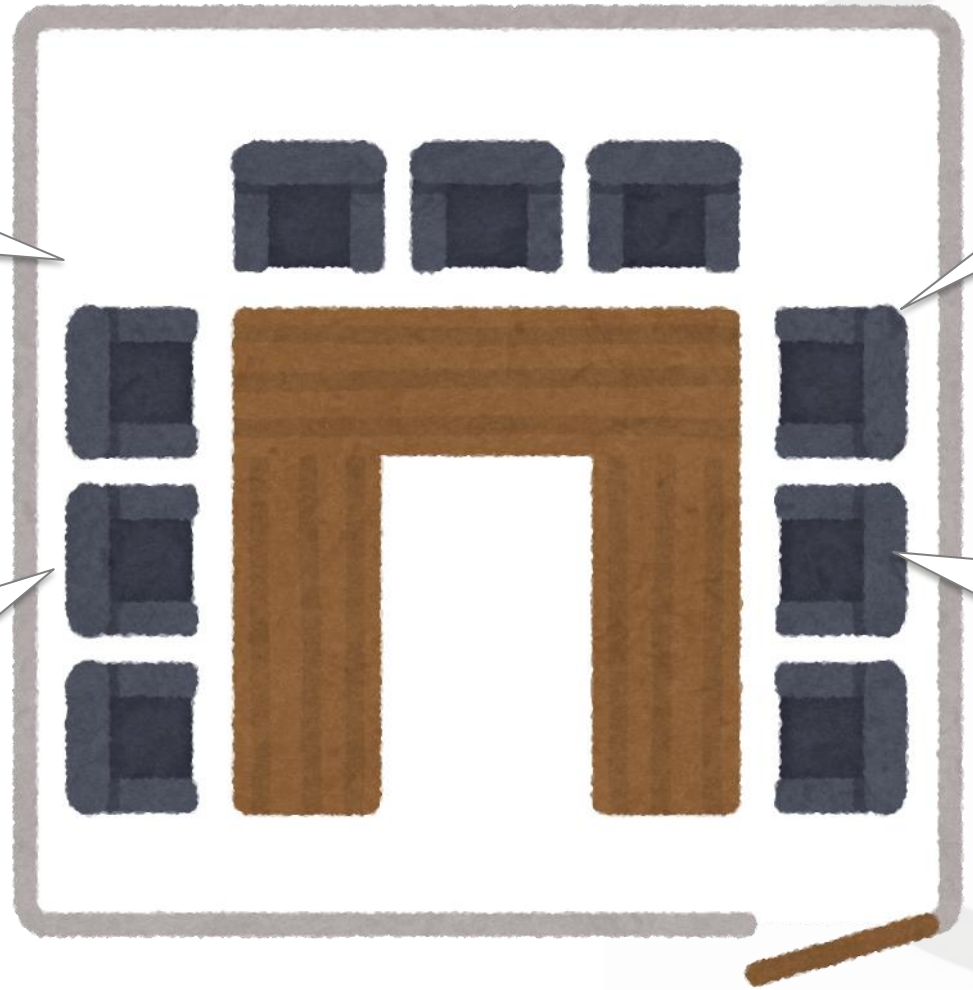
©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

取得済み特許について

取得日	特許番号	特許名	概要
2013.11.15	特許第5410811号	ドメインマッチング機能	メール本文に記載の社名と宛先ドメインの一致性を見て、メール誤送信か否かを判定する機能
2016.3.18	特許第5901578号	伏せ字入力機能	メール誤送信対策の一部として、一時保留しているメールを解放する際に宛先アドレスの一部を伏字にし、正しい文字の入力を促す機能
2025.8.15	特許第7728580号	感情判定機能	ビデオ会議の顔画像や音声、メールの本文から読み取れる感情を分析し、ハラスメント対応に活用する機能
2025.11.26	特許第7780214号	なりすまし分析機能	メール本文を漢字比、ひらがな比及びＴＦ-ＩＤＦを用いて分析し、原文作成者のなりすまし確率を推定する機能
2026.1.9	特許第7802377号	TLS確認機能	メール配送先がTLS通信に対応しているか否かによってメールに添付されているファイルの送付方法を自動で変更する機能

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

ある日の営業会議でのこと



某社がAIを使って誤送信対策機能を拡張したらしいです。

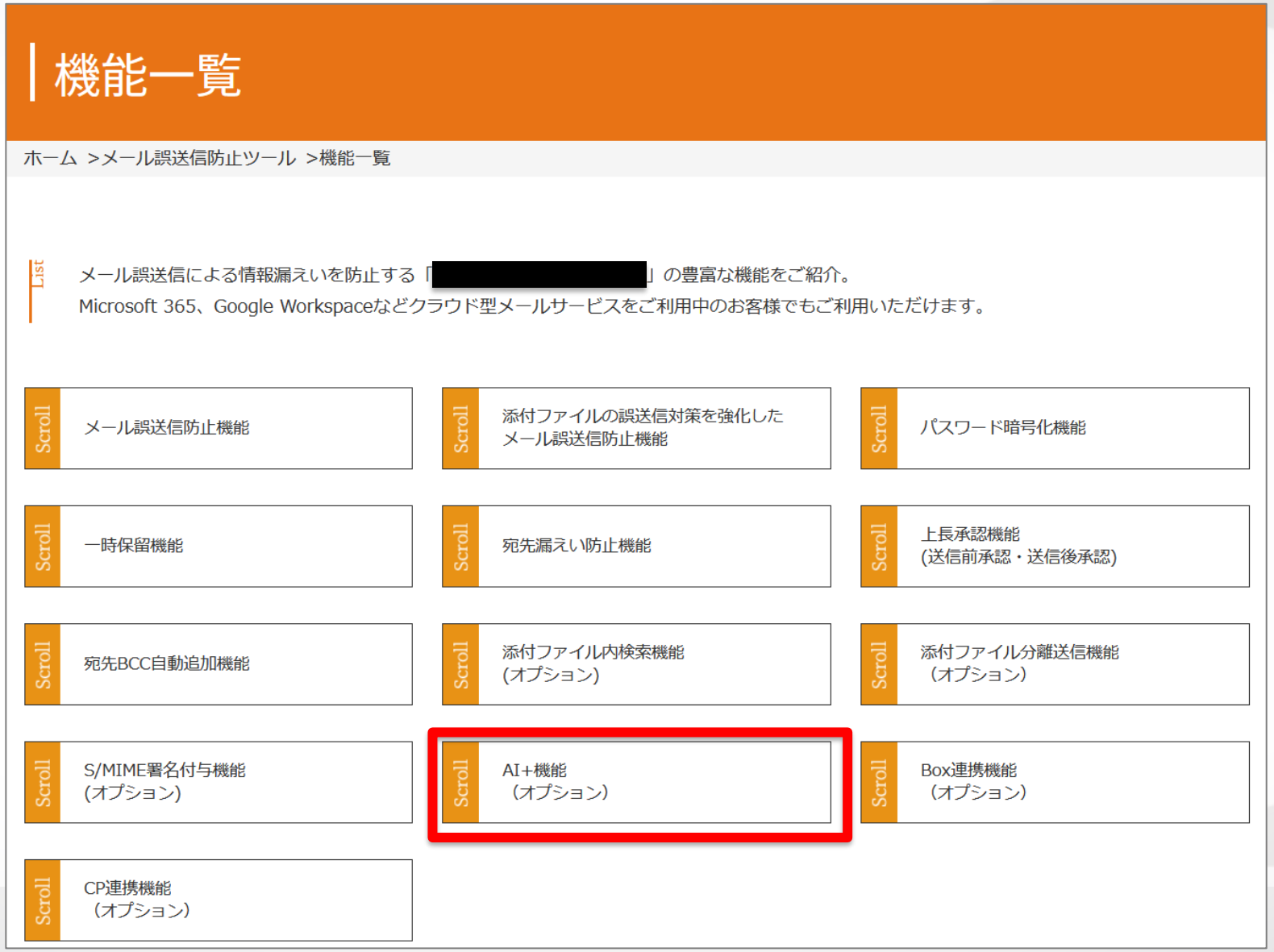
なに？どんな機能だ？

宛先のドメインとメール本文の社名をAIでマッチングさせるらしいです！！

え？
うちが特許侵害されてる？？？

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

さっそく調査開始！



©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

クリックしてみると…、

Function

AI+機能
（オプション）

[redacted]

Details

「AI+」オプションは、ルールによる制御や人によるチェックでは気づきにくいメール誤送信リスクをAI （機械学習）で検知し、メール誤送信防止をサポートします。送信するメールの『宛先の組み合わせ』『宛先と会社名の組み合わせ』においてAIが「誤送信のリスクが高い」を判断した場合、従来よりも強いアクションでユーザの注意を喚起します。（特許出願中）
※メールソフトは、Outlookにのみ対応しています。

一旦特許事務所に
相談してみよう…。

まったく同じじゃない
か・・・。

それも特許出願中
だなんて・・・。

放っておく？
ひとこと言っておく？

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

相談の結果、簡易鑑定を実施



簡　易　的　鑑　定　書

株式会社クオリティア　御中

令和７年９月１０日

[redacted]株式会社の「ＡＩ＋機能」が

特許第５４１０８１１号に係る特許発明の

技術的範囲に属するか否かについて簡易的鑑定

２．結論

（１）イ号機能は、本件特許の請求項１に係る発明の技術的範囲に属しないと思料します。

佐野国際特許事務所

弁理士　佐野　弘

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

なぜか？

［理由］

電子メールの送信先として指定されたメールアドレスのドメイン名とメール本文中に宛先として記載された組織名とが正しく対応していないと判定された場合、イ号機能は、電子メールの「本文」欄にアラートを表示する構成になっており、本件特許の請求項１に係る発明の構成要件である『保留された電子メールについて、電子メールが保留されていることを送信者に通知すべく、その旨を記載したサイトのＵＲＬが記された電子メールが送信者に送信され』る構成を備えていないためです。

不一致の場合の通知方法が
「本文にその旨表示」か
「保留通知メールにその旨記載」か
の違いがあるから

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許侵害を疑ってからの道のりを振り返って

- 「宛先ドメインと本文の組織名を検査し、差異があれば誤送信のリスクありとしてアクションを起こす」という部分は、共通する
- しかし、起こすアクションに差異があるため、特許侵害にはならず
- ほとんど共通していても、少しの差異があれば特許侵害は認められない
- 特許権としてあまりに強い権利を認めると、他人の事業活動が著しく制限を受け、かえって産業の発達を阻害することにもなるため

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.

特許を主張して自己の利益を求めるよりも、科学技術の発展を目指そうではないか！

©QUALITIA CO., LTD. All rights reserved.